

南小国町公告第67号
令和6年12月5日

南小国町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年南小国町条例第23号）第3条第2項の規定により、指定管理者の募集について次のとおり公告する。

南小国町長 高橋周二

南小国町木材拠点施設指定管理者募集要項

南小国町は、本町の農林業・観光業及び諸産業の発展と活性化を図る目的で南小国町木材拠点施設を設置しており、令和4年4月1日から令和7年3月31日までを指定管理期間として、施設の管理運営を指定管理者に委ねています。

本町では、指定管理期間満了に伴う新たな指定管理者の選定を行うため、南小国町木材拠点施設設置条例（平成29年南小国町条例第4号）並びに南小国町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年南小国町条例第23号）に基づき次のとおり指定管理者を募集します。

※「指定管理者」とは、公の施設の管理運営を行う法人又はその他団体

※「指定管理者制度」とは、多様化する住民のニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上をはかるとともに経費の削減を図ることを目的として定めたもの

1. 対象施設

名称	南小国町木材拠点施設（通称：ファブラボ阿蘇南小国）
所在地	南小国町大字満願寺字丸田30番地
建物構造	木造平屋建
施設内容	木工設備スペース、ショップスペース、アロマ工場、駐車場

2. 指定管理者が行う業務

（1）南小国町木材拠点施設の設置及び管理に関する条例第11条の各号に掲げる業務

3. 指定予定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4. 応募資格 町内に事業所を有する法人又はその他の団体

5. 提出書類

(1) 指定管理指定申請書

(2) 誓約書

(南小国町暴力団排除条例及び南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例に該当又は関係する法人又は団体ではなく、従業員等にも該当又は関係する者が含まれていないことの誓約書)

(3) 事業計画書

(4) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

(5) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(7) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書

(8) その他

- ・財務諸表の写し（直近年度分の貸借対照表及び損益計算書）
- ・法人市町村民税の納税証明書
- ・当期の業況が確認できる書類（直近月までの残高試算表等）
- ・その他町長が必要と認める書類

※任意団体の場合は、上記に準ずる書類を添付してください。

6. 提出期限 令和6年12月26日（木） 17:00 必着

7. 参考提示書類 過去の実績における光熱水費等の資料を農林課にて提示します。
(土日祝日を除く 9:00~17:00)

8. 提出先及び問合せ先

南小国町役場 農林課 〒869-2492 南小国町大字赤馬場 143 番地
TEL 0967-42-1144 FAX 0967-42-1122

9. 審査

「提出書類」及び 令和7年1月中～下旬に開催し出席いただく「南小国町指定管理者選定委員会での事業計画等説明」を踏まえ審査します。

なお、審査は次の観点により行い、申請法人（団体）が（1）～（3）に関して顕著な懸念がある場合は指定管理者に選定しません。

(1) 申請法人（団体）本体の事業の継続性（財務状況、業況等）

(2) 申請法人（団体）における指定管理業務との適合性（業容業態等）

- (3) 事業計画の実現可能性及び指定管理業務との適合性
- (4) 申請法人（団体）が指定管理業務を行うことで優位となる事項

10. 指定結果

議会による審議を行い、議決後にお知らせとなります。